

平成28年労第100号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）に配属され、医薬品の試験業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日頃から、強い眩しさ、眩暈・頭痛・吐き気を感じ、同月日、D病院に受診し、「視力障害」と診断され、その後、複数の医療機関を受診した後、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「中枢性羞明」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、日常的に医薬品・化学薬品を取り扱う業務を行ったことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、医薬品の試験業務に従事していたところ、有機溶剤等の化学物質等にばく露し、本件疾病を発症したと主張している。

化学物質等による業務上の疾病については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表1の2第4号に規定されており、さらに、有機溶剤等による疾病については、厚生労働省労働基準局長が「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」（昭和51年1月30日付け基発第122号）及び「芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について」（昭和51年8月4日付け基発第565号）を策定しており（同局長が策定した、これらの認定基準を以下「認定基準」という。）、当審査会としても、これらの取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(2) 請求人は、事業場において、医薬品の原料の分析や包装資材の検査業務を行っていたものであるが、その際に、使用していた有機溶剤の種類及び使用状況については、決定書理由に説示されているとおりである。Fは、請求人の業務量について、「周りの人と同じか、少し多いくらいで残業をしないでもこなせる量でした。経験年数に応じた適切な量だったと思います。」とし、使っていた薬品の種類や量についても、「種類は非常に多かったです、使う量はそれほど多くはなく、1グラムに満たない物もあります。」旨述べており、Gも「特

に請求人が多く扱っていた薬品はなかったと思います。請求人の業務量は、特に他の人に比べて多いということはなく、残業もほとんどありませんでした。」旨述べている。当審査会としては、請求人の業務量は他の職員と同程度であり、その際の有機溶剤の使用状況も、少量であったものと判断する。

(3) この点、請求人は、「N，N-ジメチルホルムアミドに関しては、他の人よりも一度に数十倍から数百倍の量を短期間に使用したので、本件疾病を発症するほど有機溶剤にばく露していたものと考える。」旨主張しているが、会社の記録によると、請求人のみが極端に大量のN，N-ジメチルホルムアミドを使用した状況は確認できず、請求人提出の資料からも、決定書理由に説示のとおり、請求人のN，N-ジメチルホルムアミドのばく露が多かったものとは認められない。

(4) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日に実施したガスクロマトグラフィーの作業において酢酸メチルを使用した結果、視力が極端に低下した旨とも主張し、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、平成〇年〇月〇日の仕事に、体調の変化に気付き、その後、症状は悪化したため眼科に受診するも、眼はほとんど見えなくなり、頭痛や吐き気も生じたことから、平成〇年〇月〇日にD病院に受診したと述べている。

この点、診断結果について、同病院のH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、原因不明と述べており、請求人も、「数か月にわたって神経・末梢神経・血液・脳・遺伝子といった検査や眼の詳細な検査を一通り受けたのですが、すべてに異常がなく、原因不明という診断を受けました。」と述べている。

(5) 以上のとおり、請求人に発症した症状については、各種検査の結果、異常が見当たらず、その原因は不明であるとされていることから、本件疾病は業務において使用した薬剤が原因であるとする請求人の主張は認められないものであるが、当審査会においては、請求人の主張を勘案し、事業場の作業環境についても念のため検討することとした。すると、事業場の作業環境、作業方法及び保護具の使用状況等は、決定書理由に説示のとおり、事業場には全体換気装置、局所排気装置（ドラフト）が設置され、また、F及びGの申述によると、有機溶剤の原液を使用する際には、局所排気装置（ドラフト）内で作業が行われていたと認められ、さらに、会社が実施した作業環境測定結果によると、A測定、

B測定ともに評価は第1管理区分とされており、作業環境は良好であったと認められるものとなっている。保護具についても、F及びGの申述によると、作業者は、ゴーグル、ゴム手袋及びマスク等を着用していたことが認められる。そして、請求人及び他の同種作業者の有機溶剤健康診断の結果においても、有機溶剤への相当量のばく露を示す異常所見は認められておらず、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、請求人が相当量の有機溶剤にばく露する環境にあったとは判断できないものである。

(6) なお、請求人は、業務で使用した薬品の使用量の把握について、正確性に欠ける旨主張しているが、仮に請求人の主張するとおり、その使用量がより多かったとしても、その程度は、請求人の主張及びGの申述によれば、医薬品の原料の分析や包装資材の検査業務で使用される程度の範疇に留まるものと考えられ、事業場の作業環境、作業方法、保護具の使用状況等から判断すると、請求人が相当量の有機溶剤等にばく露したものと認められない。

(7) 当審査会においては、請求人の疾病に係るI医師の意見書も精査したが、同医師も、要旨、「脳FDG-PET検査（脳ブドウ糖代謝）：脳神経活動分布の異常は指摘できない、正常所見」と述べており、請求人の本件疾病と化学物質へのばく露との相当因果関係を認める医学的所見は存在しないものであることを確認したことを付言する。

(8) 以上のことから、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、請求人は、相当量の有機溶剤等に相当期間にわたり、繰り返しばく露するような業務に従事したものと認められず、また、認定基準の要件を満たす検査所見は認められないものと判断する。

なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。